

【基盤研究(S)】

人文社会系（社会科学）



プロジェクト
シンボルマーク

研究課題名 環境法の参加原則に係る評価指標の検討—環境民主主義の確立に向けた国際連携構築

大阪大学・大学院法学研究科・教授 おおくぼ のりこ
大久保 規子

研究課題番号：26220501 研究者番号：00261826

研究分野：行政法、環境法

キーワード：公法学、環境政策、環境法、市民参加、環境民主主義

【研究の背景・目的】

環境法の参加原則は、①情報アクセス権、②政策決定への参加権、③司法アクセス権という3つの柱から成り立っている（グリーンアクセス権）。これまでの比較研究により（グリーンアクセスプロジェクト）、日本の特徴と改革の方向性がある程度明らかになったものの、参加制度は国によりさまざまであり、実効性を評価するための法的手法が模索されている。

参加法制に関する従来の比較研究は条文のみで行われることが多かったが、それらの法制度が市民の権利利益の保護や環境民主主義の発展にどの程度貢献しているのかは必ずしも明らかではない。そのため、制度の実態をも含めた法的指標を確立することにより、各国の独自性を尊重しつつも、参加原則を実効的なものにしていくことが求められている。

本研究は、環境法の参加原則に関する国際的な法的評価指標を作成することにより、各国の参加法制の強みと弱みを比較法的な観点から分析し、環境民主主義の確立に向けた提言を行うことを目的とする。

【研究の方法】

本研究では、グリーンアクセスプロジェクトの研究成果とネットワークを活かし、世界各国の研究者、実務家等との国際共同研究を行う。これまで、一部の国を対象とした指標は存在するが、全世界的な指標は欠如している。そこで、途上国やアジアの視点等、地域性を反映できる指標を目指す。具体的に



図1 実施体制組織図

は、まず、制度の標準化や比較研究が進んでいる環境アセスメントに焦点を当てる。

また、近年、途上国でも参加の法整備は進んでいるものの、法律の不遵守が課題であるため、運用実態も含めた評価指標について検討を行う。さらに、日本の法制度についても継続的な調査を行い、指標に当てはめて分析する。

【期待される成果と意義】

本研究では、第1に、参加原則の国際的な指標の作成を通じて日本の法制度の国際的な位置付けを明らかにし、国内の制度改善に寄与することをめざす。

第2に、近年、欧州やアジアにおいて日本の環境ADRや環境協定に関する関心が高まっており、その機能を国際的な評価指標により分析したうえで発信することができれば、他国の制度設計にも寄与することできると考えられる。

第3に、アジア諸国の中で、日本は、司法アクセスでは後れをとっているものの、キャパシティビルディング等の分野ではいくつもの先駆的事例が存在する。将来的には、参加原則に関するアジア地域の



図2 国際シンポジウム

条約（オース条約アジア版）の可能性も視野に入れ、参加法制のアジアの研究拠点の形成をめざしたいと考えている。

【当該研究課題と関連の深い論文・著書】

- ・Noriko Okubo, Development of Environmental Agreement in Japan, in: Mélanges Gilles Martin: Pour un droit économique de l'environnement, Frison-Roche, 2013, pp.435-444
- ・大久保規子「環境民主主義と司法アクセス権の保障」淡路・大久保他編『公害環境訴訟の新たな展開—権利救済から政策形成へ』(日本評論社) 2012年4月, 91-104頁

【研究期間と研究経費】

平成26年度—30年度
57,400千円

【ホームページ等】

<http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/>
greenaccess@law.osaka-u.ac.jp